

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用を受けられました皆さまへ

2019年08月29日

プレミア少額短期保険株式会社

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

### 災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきましては、一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

■ 弊社担当窓口：フリーコール：0120-983-333（受付時間：平日9:00～17:00）

※ 携帯電話、IP電話からは申し訳ありませんが通常代表 03-5510-1101 へお願いいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
佐賀県	佐賀市(さがし) 唐津市(からつし) 鳥栖市(とすし) 多久市(たくし) 伊万里市(いまりし) 武雄市(たけおし) 鹿島市(かしまし) 小城市(おぎし) 嬉野市(うれしのし) 神埼市(かんざきし) 神埼郡吉野ヶ里町(かんざきぐんよしのがりちょう) 三養基郡基山町(みやきぐんきやまちょう) 三養基郡上峰町(みやきぐんかみみねちょう) 三養基郡みやき町(みやきぐんみやきちょう) 東松浦郡玄海町(ひがしまつうらぐんげんかいちょう) 西松浦郡有田町(にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町(きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町(きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町(きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町(ふじつぐんたらちょう)	2019年8月28日

以上